

★この用紙は、全員の提出が必要です。

## 高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】

この用紙は、新たな受給期間である「平成30年7月～31年6月まで」に高等学校等就学支援金の受給申請の意向を確認するものです。申請の有無にかかわらず、**すべての方に提出していただく必要があります**ので、提出期限までに必ず提出してください。

平成 30 年 6 月 日

高松中央高等学校 学校長 様

注 保護者による代筆も可能です。

ふりがな			
生徒氏名	姓	名	

次の□のいずれかに、チェック☑してください。

1 就学支援金の受給要件を満たすので、  
収入状況届出書（受給資格認定申請書）を提出します。

○次の3つの書類を封筒に入れて、**6月18日（月）まで**にクラス担任へ提出してください。

※保護者が持参する場合は、直接事務室へ提出下さい。

※県外の方は、郵送でも構いません。

①高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】（この用紙）

②収入状況届出書（引き続き申請する場合）

又は受給資格認定申請書（新たに申請する場合）

※収入状況届出書・受給資格認定申請書ともに様式第1号です。

③両親の「平成30年度課税所得証明書」

※生活保護世帯の方は福祉事務所の証明

2 就学支援金の受給要件を満たさないので、  
収入状況届出書（受給資格認定申請書）を提出しません。

○次の書類を封筒に入れて、**6月18日（月）まで**にクラス担任へ提出してください。

①高等学校等就学支援金に関する意向確認書【6月確認用】（この用紙）

※既に認定中の者で、提出しなかった場合は、支払の一時差止となります。

※保護者が持参する場合は、直接事務室へ提出下さい。

※県外の方は、郵送でも構いません。

2校以上の学校に在学している場合で、他の学校で高等学校等就学支援金を受給する場合は、以下の右欄にチェックをしてください。

他の学校で高等学校等就学支援金を受給しています。

★ 就学支援金の申請をしない場合、又は申請しても資格が認められない場合は、受給できません。

★ 就学支援金は返済不要です。

★ この申請以降において、保護者等の収入状況が変更した場合（再婚、結婚、離婚、市町村民税所得割額が変更した場合等）は、受給条件等が変更する可能性もありますので、必ず学校に連絡してください。

次の事項を確認の上、□にチェック☑してください。

この制度において、収集する個人情報を高等学校等修学支援事業（奨学のための給付金）に利用することに同意します。